

令和7年6月10日

## 一般競争入札（公告）

軽自動車のリースに係る、一般競争入札を実施する。

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
会 長 松 浦 雄 一 郎

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
軽自動車のリース
- (2) 規格ほか  
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和7年8月29日（金）
- (4) 契約期間  
令和7年8月27日～令和12年8月26日まで（60か月）

### 2 入札手続等

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
〒734-0007 広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号  
公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 総務課  
電話 082-254-7111 FAX 082-254-1168  
E-mail soumu@hiroshima-hm.or.jp
- (2) 入札に関する書類の交付期間  
令和7年6月10日（火）から令和7年6月24日（火）までの午前9時から午後3時  
までの間、随時受け付ける。

### 3 提出書類

下記の書類を入札日までに提出すること。  
印鑑証明書 \*発行から3か月以内のもの

### 4 入札の方法

- (1) 入札書を封筒に入れ、糊付けで封をし、割り印のうえ、持参又は郵送すること。  
封筒には、件名及び入札者の所在地（住所）、会社名（氏名）を記入し、「入札書在中」（朱書き）とすること。
- (2) 提出先 〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目6番29号

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 総務課（担当：植田）

(3) 提出期限 令和7年6月24日（火）12時まで

(4) 提出方法 持参若しくは郵送

ただし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、  
令和7年6月23日（月）までの必着とする。

(5) 記入上の注意事項

ア 入札書は、所定の様式によること。

イ 入札書は日本語で記入し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字  
で表示すること。

ウ 入札金額は購入車両4台分の総額（税込み）で記入すること。

エ 印は必ず実印（印鑑証明書印）とすること。

オ 入札日付は令和7年6月24日（火）とすること。

## 5 開札及び落札者の決定

令和7年6月24日（火）午後3時に、提出された入札書の開封を行い、予定価格（税込）  
以下で最も低い金額を提示した事業者を落札者として決定する。  
落札者には、当日、契約担当者から電話により連絡する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

## 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加の資格がなくて入札をしたとき

(2) 入札書に記名押印がないとき

(3) 会長が定めた入札に関する条件に違反したとき

(4) 同一入札に対し、2通以上の入札をしたとき

(5) 入札金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき

(6) 他の入札者の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたとき

## 8 契約書の作成等

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日  
から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合  
は、その限りではない。

(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

(3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

## 9 その他留意事項

(1) 入札申込者が無い場合を除き、入札は成立するものとする。

(2) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

(3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。

(4) 入札申込書及びその他提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする

(5) 提出された入札申込書及びその他提出書類は、返還しない。

## 10 調達に係る質問について

仕様書に対する質問がある場合は、仕様書に対する質問書を持参、郵送、ファックス又はE-mailにより提出すること。電話による照会は受け付けない。

### (1) 提出先

〒734-0007 広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 総務課 担当：植田

(広島県健康福祉センター1階)

電話 082-254-7111 FAX 082-254-1168

E-mail m-ueda0116@hiroshima-hm.or.jp

### (2) 質問の受付期限

令和7年6月19日(木) 12時までとする。

### (3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、ファックス又はE-mailにより回答する。